介護老人保健施設及び介護医療院開設許可事項の変更等に伴う手続きについて

広島県医療介護基盤課

１　介護老人保健施設及び介護医療院の開設許可に係る事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 内　　　容 | 根拠規定  ※法：介護保険法 | 申請書等様式及び提出期日等 |
| Ⅰ　管理者を変更するとき | 管理者承認申請が必要です。   1. 管理者承認申請書により，あらかじめ知事の承認を受ける。 2. 変更後，変更の届出をする。   MCj04113200000[1]  運営規程に管理者氏名等が記載されている場合は，併せて規程変更の届出も必要になります。 | 法第95条  法第109条 | 様式　介護老人保健施設管理者承認申請書(様式第21号)  　　　介護医療院管理者承認申請書(様式第26号)  提出期日：変更予定日の２週間前に一部提出 |
| Ⅱ　開設許可事項を変更する（した）とき | １　次に該当する場合は，予め開設許可事項の変更申請が必要です。  （別紙参照）  ・敷地や建物の構造概要  ・運営規程（入所定員の増加の場合）  ・施設の共用の有無，利用計画，協力病院の変更　　など  ・施設の「構造設備の変更を伴うもの」については，変更許可手数料（33,000円）が必要となります。  ・療養室，診察室等の施設の用途変更や改修工事を行う場合は，施設・設備基準の確認や財産処分に係る手続きが必要となる場合があるので，計画段階で早めに県と協議してください。  MCj04113200000[1] | 法第94条  第２項  法第107条  第２項 | 様式　介護老人保健施設開設許可事項変更申請書(様式第19号)  　　 介護医療院開設許可事項変更申請書（様式第24号)  提出期日：変更予定日の２週間前に一部提出 |
| ２　次に該当する場合は，開設許可事項の変更届が必要です。  ・代表者の氏名，生年月日及び住所  ・定款，寄附行為等及び登記事項証明書  ・運営規程（入所定員の増加を除く）  ・介護支援専門員の氏名及び登録番号　　など  ・職員数の増減（入所定員の増加を伴わない場合に限る）については，当該年度の前年度の入所利用者数の平均値に基づき，必要時に運営規程の変更を行ってください。  MCj04113200000[1] | 法第99条  法第113条 | 様式　変更届出書  （様式第15号，提出部数1部）  提出期日：変更後１０日以内 |

２　財産処分手続き（別紙参照）

補助金の交付を受けて整備した施設の用途変更や改修を行おうとする場合は，事前に補助者（国，県及び診療報酬支払基金等）の承認（財産処分承認）を受けなければなりません。上記表中Ⅱの１の手続きと合せて，あらかじめ県に協議してください。

[参考]　各種様式は，広島県のホームページに掲載しています。広島県ホームページ トップ> 健康・福祉・子育て > 高齢者・障害者等福祉 >介護保険事業所、社会福祉法人に関することなら  > 申請・手続き >介護保険各種届出様式集／変更届出書様式

https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kaigohokennzigyousyamukezyouhou/1170304463184.html

（別紙）

開設許可事項の変更申請

１　施設の構造設備の変更に係る手続き

施設の構造設備を変更しようとする場合は，必ず，事前に県と協議すること。

●変更許可申請の手続きフロー

|  |  |
| --- | --- |
| 老健開設者 | 県 |
| ①施設・設備の改修計画の検討  ②**改修計画に係る事前協議**  ⑤改修工事着工  ⑥開設許可事項変更申請書の作成  ⑦変更申請書の提出（変更予定２週間前）  ⑨工事完了日の連絡  ⑪現地確認 | ③改修計画の事前審査  ④改修計画の結果連絡  ⑧変更申請書の審査  ⑩改修工事の現地確認の日程調整  ⑪現地確認の実施  ⑫変更許可・指令書の交付 |

２　変更許可申請に係る手数料の徴収

このことについては，広島県手数料条例（平成12年条例第5号）第2条に規定する別表第2欄に掲げる「施設の構造設備の変更を伴うもの」に限定されている。

このため，「施設の構造設備の変更を伴うもの」については，「現に施設として，設置許可を受けている施設の形状を変更する工事」とし，次に該当する変更について徴収する。

(1)　施設の建物の増改築工事

(2)　施設の設備の設置等工事

(3)　介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第3条第1項に規定する施設のうち，同条第2項において面積基準を有する施設，または介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第５号）第5条第1項に規定する施設のうち，同条第2項において面積基準を有する施設の改修工事（例：療養室，食堂，機能訓練室，共同生活室，廊下幅等）

(4)　その他，現地確認が必要と認められる工事

《参考》　改築：施設を取り壊して新たに整備するもの

　　　　　改修：本体の躯体工事に及ばない屋内改修で工事を伴うもの

施設の構造設備の変更に伴う財産処分

国，県及び診療報酬支払基金等から補助を受けて，施設を整備している場合は，財産処分の手続きを行なうこと。

●財産処分の手続きフロー

国

中国四国厚生局

厚生労働省

②承認申請

改修工事着工

④承認

⑥承認書送付

④承認

③承認申請書送付

①事前協議・承認申請

⑤承認書送付

②承認申請書送付

診療報酬

支払基金

開設者

県

③承認